

令和6年度 固定資産税(償却資産)申告の手引き

平素より、町税につきまして格別のご理解とご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

賦課期日(1月1日)時点で償却資産を所有している個人・法人の皆様におかれましては、令和6年1月31日(水)までに町長に対して償却資産申告書を提出していただく必要があります。(根拠条文:地方税法第383条)

ご提出頂きました申告書は、令和6年度固定資産税賦課のための大切な資料となりますので、申告へのご協力の程よろしくお願いいたします。

提出書類

- ① 償却資産申告書……………1部
- ② 種類別明細書(増加資産用)異動がある場合のみ……1部
- ③ 種類別明細書(減少資産用)異動がある場合のみ……1部

※上記に加え、特例の申請を行う場合には特例申告書や添付書類等の提出が必要となる場合がございます。

※郵送による申告をされる方で「控」の必要な方は、必ず切手を貼った返信用封筒を同封してください。

申告期限 令和6年1月31日(水)

申告期限直前になりますと受付の混雑が予想されます。

1月19日頃までの提出にご協力をお願いします。

1 償却資産とは

(1) 償却資産とは

土地・家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却費が法人税法または所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に参入されるものをいいます。毎年1月1日現在で上記の償却資産(機械や設備、備品などの事業用の資産)を所有している個人や法人の方には、償却資産の申告をしていただくことになっています。

(2) 償却資産の種類と具体例

資産の種類	主な償却資産の例
構築物	門・塀・緑化施設等の外構工事、舗装路面、屋外配管用設備、広告塔、その他土地に定着する土木設備又は工作物など
建物附属設備	事業用の動力、受変電設備、袖看板、内装、内部造作など
機械及び装置	工作機械、土木機械、電気機械、建設機械、印刷機械、搬送装置(ホイスト、コンベアー、起重機など)など
船舶	モーターボート、貸しボートなど
航空機	ヘリコプター、グライダーなど
車両及び運搬具	大型特殊自動車、構内運搬車、手押し車など
工具、器具及び備品	事務机、椅子、ロッカー、金庫、陳列ケース、パソコン、電話機、コピー機、レジ、医療機器、音響機器、計量器、理容・美容機器、看板、娯楽用機器、自動販売機、衣装、厨房用品、切削工具、測定工具など

(3) 申告が必要な資産

令和6年1月1日現在において、事業の用に供することができる資産です。

- 税務会計上、減価償却の対象としている資産
- 赤字決算等のため減価償却を行っていないが、本来減価償却が可能な資産
- 耐用年数を経過し(減価償却済)、帳簿上残存価額のみ計上されている資産
- 簿外資産で事業の用に供することができるもの
- 建設仮勘定で経理されている資産及び簿外資産
- 遊休又は未稼働の資産で、いつでも事業の用に供することができる状態のもの
- 福利厚生のに供するもの
- 租税特別措置法の規定により、中小企業者等の少額資産特例を適用し損金算入した資産
- 取得価額10万円未満であっても一時に損金算入せず、個別に減価償却させている資産
- 改良費(資本的支出:新たな資産取得とみなし、本体と独立して取扱う)
- 太陽光パネルを設置し、発電した電気を事業用に使用する場合や売電する場合は、その太陽光発電設備(家屋の屋根材に使用している場合を除く)
- 大型特殊自動車(登録の有無にかかわらず)

(4) 申告の必要がない資産

- 自動車、原動機付自転車、小型フォークリフトのように自動車税・軽自動車税の課税対象となるもの
- 無形固定資産(アプリケーションソフトウェア、特許権、実用新案権等)
- 繰延資産(開業費、試験研究費等)
- 耐用年数1年未満又は取得価額10万円未満の償却資産で損金算入したもの
- 取得価額20万円未満の償却資産で3年間の一括償却を選択したもの
- 平成20年4月1日以降に取得した、20万円未満のファイナンス・リースにかかるリース資産

(5) 建築設備における家屋と償却資産の区分

事業用家屋(事務所、店舗、アパート等)の所有者がその家屋に取り付けた建物附属設備には、家屋で評価するものと償却資産で評価するものがあります。償却資産に該当するものは申告が必要です。

家屋の所有者と異なる賃借人等が貸しビル・貸店舗等に施工した内装・造作及び建築設備等については、償却資産として取り扱います。

◎建築設備における家屋と償却資産の区分(例)

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	事業用家屋の所有区分			
			自己所有			
			家屋	償却		
建築工事	内装・造作等	床、壁、天井仕上等の内装・造作	○		全 て 償 却 資 産	
外構工事	外構工事	工事一式(舗装、門、塀、緑化施設等)		○		
電気設備	受変電設備	設備一式		○		
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備、無停電電源設備等		○		
	中央監視設備	設備一式		○		
	電灯コンセント設備	屋外設備一式		○		
	照明器具設備	屋内設備一式	○			
	動力配線設備		分電盤から外側の配線、特定の生産用又は業務用設備等			○
			上記以外の設備	○		
	電話設備		電話機、交換機等の機器等			○
			配管・配線、端子盤等	○		
	LAN設備		設備一式			○
	放送・拡声設備		マイク、スピーカー、アンプ等の機器			○
			配管、配線等	○		
	監視カメラ		受像機(テレビ)、カメラ等			○
(ITV)設備		配管、配線等	○			
太陽光発電設備		太陽光発電設備一式(建材一体型は除く)		○		
給排水 衛生設備	給排水設備	屋外設備、引込工事、独立した高架水槽、特定の生産用又は業務用設備等		○		
		配管、高架水槽、受水槽、ポンプ等	○			

	給湯設備	局所式給湯設備(瞬間湯沸器等)、事業用ボイラー等		○	全 て 償 却 資 産
		ユニットバス、床暖房、中央紙器給湯設備等	○		
	ガス設備	屋外設備、引込工事、特定の生産用又は業務用設備等		○	
		屋内の配管等	○		
衛生設備	設備一式(洗面器、便器、システムキッチン等)	○			
空調設備	空調設備	ルームエアコン(壁掛式)		○	
		ダクト式空調設備等	○		
防災設備	火災報知器	設備一式(屋外の装置は除く)	○		
	避雷設備	設備一式	○		
	消火設備	消火器、避難器具、ホースおよびノズル、ガスボンベ等		○	
		消火栓設備、屋内のスプリンクラー設備等	○		
その他の設備	運搬設備	工場用ベルトコンベヤ等		○	
		エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機等	○		
	厨房設備	事業用の厨房設備一式(飲食店、ホテル、病院等)		○	
	洗濯設備	事業用の洗濯設備一式(クリーニング業、ホテル、病院等)		○	
	その他	看板、ネオンサイン、POSシステム、簡易間仕切、機械式駐車場、冷凍倉庫における冷却装置、ろ過装置、カーテン、ブラインド等		○	

2 償却資産の申告について

(1) 申告をしていただく方

個人や法人で事業を行っている方(工場や商店などを経営されている方、駐車場やアパートなどを貸している方など)のうち、その事業の用に供する土地や家屋以外の事業用資産をお持ちの方は、資産の多少、増減の有無にかかわらず、地方税法第383条の規定により毎年1月1日現在の状況(資産の種類、数量、取得年月、取得価額、耐用年数など)を申告するよう義務付けられています。

前年度まで資産があった方は申告がなくても、前年度の申告内容を基に償却資産を所有しているとみなして課税を行っておりますが、正確な情報を把握するため、増減なしの場合でも必ず申告してください。

(2) 該当する資産のない方

解散、廃業、休業、移転等により、事業用の償却資産を所有しない方、またはリース契約等により事業用の償却資産を使用している方は、お手数ですがその旨を記入して申告してください。(申告書右下の備考欄)

なお、法人町民税に関する廃業届を提出していても、別に償却資産について廃業の申告が必要になります。

(3) 自社電算による申告をされる方

資産内容が前年度と変更がない場合でも、全資産について必ず評価額を記入してください。課税標準額について、申告時は1円単位まで記入してください。また必ず所有者コードを記入してください。

(4) eLTAXによる申告について

eLTAX(地方税ポータルシステム)により、所定の手続きにしたがって、インターネット上から申告データを送信していただく方法です。初めて電子申告を行う場合は、電子証明書等を取得されたうえで、eLTAXのホームページから利用の届出を行い、事前に地方公共団体の審査を受けていただく必要があります。

利用届出や申告方法の手続き等についてはeLTAXのホームページでご確認ください。

eLTAXのホームページURL <https://www.eltax.lta.go.jp/>

(5) マイナンバーの記入について

個人の方は12桁の個人番号、法人にあっては13桁の法人番号を、所定の記入欄に右詰めで記入してください。

なお、申告書をご提出いただく際に、個人番号と本人確認を実施いたしますので、以下の資料をご持参ください。(法人の場合は不要です)

- 本人が申告書を提出する場合

マイナンバーカード、または番号確認資料 + 身元確認資料

- 代理人が申告書を提出する場合

本人の番号確認資料 + 代理人の身元確認資料 + 代理権確認資料

※番号確認資料:マイナンバーカード(裏面)、通知カード、個人番号記載の住民票

身元確認資料:マイナンバーカード(表面)、運転免許証等

代理権確認資料:税務代理権限証書、委任状

(6) 申告をしない場合または虚偽の申告をした場合

正当な理由がなく申告をしない場合は、地方税法第386条及び芝山町税条例第75条の規定により過料を科せられることがあります。また、虚偽の申告をした場合には、地方税法第385条の規定により罰金を科されることがありますので、ご注意ください。

3 償却資産に対する課税について

(1) 納税義務者

賦課期日(令和6年1月1日)現在の償却資産の所有者が納税義務者です。償却資産にかかる税は、土地・家屋にかかる税と併せて固定資産税として課税されます。

(2) 提出書類

今までに申告された方(増加・減少申告)

申告区分	申告書	種類別明細書		記入事項
		増加資産用	減少資産用	
資産増減のない方	○	×	×	申告書右下「18 備考」に『増減なし』と記入してください。
増加資産のある方	○	○	×	明細書には増加した資産(申告漏れを含む)のみを記入してください。
減少資産がある方	○	×	○	明細書には減少した資産(申告漏れを含む)のみを記入してください。
増加・減少資産の両方ともある方	○	○	○	明細書には増加・減少した資産(申告漏れを含む)のみを記入してください。
電算申告の方	○	○	○	明細書には全資産を記入してください

初めて申告をされる方(全資産申告)

申告区分	申告書	種類別明細書	記入事項
申告する資産がある方	○	○	明細書には、町内に所在する全資産を記入してください。
申告する資産がない方	○	×	申告書右下「18 備考」に『該当資産なし』と記入してください。

廃業等をされた方

事由	申告書	「18 備考」欄記入例
廃業・廃止	○	・・年・・月・・日 廃業(廃止)
法人解散	○	・・年・・月・・日 解散
町外転出	○	・・年・・月・・日 △△市へ転出
個人廃業・法人設立	○	・・年・・月・・日 法人設立 法人名 □□
休業	○	・・年・・月・・日 休業
町内事業所なし	○	町内事業所なし △△市で営業

(3) 評価額

償却資産の取得年月、取得価額及び耐用年数に基づき、賦課期日における一品ごとの評価額を算出します。算出した評価額が取得価額の5%を下回る場合は、取得価額の5%の額が評価額となります。

- 前年中に取得した資産の評価額：取得価額×(1-r/2)
- n年前に取得した資産の評価額：取得価額×(1-r/2)×(1-r)⁽ⁿ⁻¹⁾ r：耐用年数に応ずる減価率

(4) 資産種類別の主な償却資産 ※詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

	課税対象になるもの	耐用年数	課税対象になるもの	耐用年数	課税対象になるもの	耐用年数
構築物	簡易な間仕切り	3	金属造の焼却炉・煙突	10	ブロック塀	15
	工場緑化施設	7	通信用光ファイバー線	10	受・変電設備	15
	アスファルト舗装路面	10	コンクリート造下水道	15	金属造広告塔	20
	街路灯・ガードレール	10	コンクリート路面舗装	15	庭園	20
機械及び装置	公衆浴場用温水路	13	クリーニング設備	13	洗車業用設備	15
	測量業用カメラ	14	種苗花木園芸設備	7	自動車分解整備業用設備	15
	太陽光発電設備	17	パン・菓子類製造設備	10	ガソリンスタンド設備	8
車両及び運搬具	フォークリフト	4	台車	7	その他	7
			(金属製のもの)		(自走能力を有するもの)	
			(その他のもの)		(その他のもの)	4
工具器具及び備品	パチンコ台	2	自動販売機・両替機	5	冷蔵庫・冷凍庫	6
	スロットマシン	3	テレビ	5	調剤機器	6
	テレビゲーム機	3	複写機	5	電話・通信設備	6
	看板・ネオンサイン	3	レジスター	5	放送機器	6
	スポーツ具	3	接客業用応接セット	5	レントゲン装置	6
	じゅうたん・カーテン	3	厨房用品(陶磁器製・ガラス製のものを除く)	5	歯科診療用ユニット	7
	パソコン	4	理容・美容機器	5	陳列棚(冷凍・冷蔵機無)	8
	サーバー	5	陳列棚(冷凍・冷蔵機付)	6	ベッド	8
	プリンター	5	冷暖房機器	6	事務用机・椅子(金属製)	15

(5) 課税標準

評価額を合算した額(決定価格)が課税標準額となります。ただし、課税標準の特例が適用される場合は、該当資産の評価額に特例率を乗じたものが課税標準額となります。

課税標準額が150万円未満の場合は課税されません。なお、免税点の判定は芝山町で行いますので、資産が僅少であっても申告書の提出をお願いいたします。

(6) 税率及び税額

課税標準額(千円未満切捨)×税率(100分の1.4)=税額(百円未満切捨)

(6) 非課税

地方税法第348条、同法附則第14条に規定する一定の要件を備えた償却資産は、固定資産税が非課税となります。該当する資産を所有されている方は、別途適用申告書が必要となります。

(7) 課税標準の特例

地方税法第349条の3、同法第349条の3の4、同法附則第15条、同法附則第15条の2、同法附則第15条の3、同法附則第56条に規定する一定の要件を備えた償却資産は、課税標準の特例が適用され固定資産税が軽減されます。該当する資産を所有されている方は、別途特例適用申請書が必要となります。

償却資産申告書記入例

宛名に誤りがある場合は朱線を引き訂正してください。

個人の方は12桁の個人番号を、法人にあっては13桁の法人番号を右詰めで記入してください。

令和〇〇年〇〇月〇〇日 芝山町長		令和6年度 償却資産申告書				＊所有者コード 記入の必要はありません		
所有者	1 住所 又は納税通知書送付先	〒〇〇〇—〇〇〇〇 千葉県山武郡芝山町大里〇〇番地 (電話 0479-〇〇-〇〇〇〇)		3 個人番号又は法人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3	8 短縮耐用年数の承認	有・無	
	2 氏名 法人にあってはその名称及び代表者の名前	シバヤマカブシキガイシャ 芝山株式会社 代表取締役社長 〇〇 〇〇 (印) (屋号)		4 事業種目 (資本金等の額)	太陽光発電事業 (1000 万円)		9 増加償却の届出	有・無
				5 事業開始年月	平成27年3月		10 非課税該当資産	有・無
			6 この申告に 応答する者の 係及び氏名	財務部 芝山 太郎 (電話 0479-〇〇-〇〇〇〇)		11 課税標準の特例	有・無	
			7 税理士等の 氏名	芝山花子 (電話 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇)		12 特別償却又は圧縮記帳	有・無	
				13 税務会計上の償却方法	定率法・定額法			
				14 青色申告	有・無			
資産の種類		取得価額				15 市(区)町村内 における事業所 等資産の所在地		
		前年前に取得したもの(イ)	前年中に減少したもの(ロ)	前年中に取得したもの(ハ)	計(イ-ロ+ハ)(ニ)	芝山町大里〇〇番地		
1	構築物	8,960,000			8,960,000	芝山町内に所在している資産 所在地を記入してください。		
2	機械及び 装置	11,635,000	1,220,000	3,780,000	14,195,000			
3	船舶							
4	航空機							
5	車両及び 運搬具					16 借用資産 (有・無) 貸主の名称等 借用資産の有・無について該当する方を○で囲んでください。なお、借用資産がある場合は貸主の名称等を記入してください。		
6	工具、器具 及び備品	2,600,000	400,000	1,052,100	3,252,100			
7	合計	23,195,000	1,620,000	4,832,100	26,407,100	17 事業所用家屋の所有区分	自己所有・借家	
資産の種類		評価額(ホ)	決定価格(ヘ)	課税	18 備考(添付書類等)			
1	構築物							
2	機械及び 装置							
3	船舶							
4	航空機							
5	車両及び 運搬具							
6	工具、器具 及び備品							
7	合計							

記入の必要はありません。ただし、自社電算申告の場合は記入してください。

(イ) 欄：今まで申告している方は、資産の種類別に取得価額の合計が既に印字されています。
 (ロ) 欄：前年中に減少した資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記入してください。
 ※この欄の合計額は、種類別明細書(減少資産用)の取得価額の合計額と同じです。
 (ハ) 欄：前年中に所得した資産の合計額を資産の種類別に記入してください。
 ※この欄の合計額は、種類別明細書(増加資産・全資産用)の取得価額の合計額と同じです。
 (ニ) 欄：(イ) - (ロ) + (ハ) によって算出した取得価額の合計額を資産の種類別に記入してください。
 資産の増減がない場合は(イ)欄と同じ金額を記入してください。
 ※初めて申告される方の申告用紙は「前年前に取得したもの(イ)」の欄が空欄となっておりますので、全資産を「前年中に取得したもの(ハ)」の欄に記入してください。

* 所有者コード		※		種類別明細書(減少資産用)										所有者名		1枚のうち
記入の必要はありません		資産コードを記入してください。												芝山株式会社		1枚目
行番号	種資産類の	抹消コード	資産の名称等	数量	取得年月			取得価額	耐用年数	申告年度	減少の事由及び区分		適用			
					年号	年	月				1売却2減失3移動4その他	1全部2一部				
01	2	6	コンプレッサー	1	4	31	2	720,000	10	記入の必要はありません	1・2・3・4	1・2	㈱A社に売却			
02	2	10	ハケンマキ	1	4	31	4	500,000	10		1・2・3・4	1・2	岐阜工場へ移設			
03	6	16	ソクテイケンサコウグ	1	5	1	7	200,000	5		1・2・3・4	1・2				
04	6	18	ウチヌキコウグ	2	5	1	10	200,000	3		1・2・3・4	1・2	当初取得額 500,000 円 (数量 5) のうち 200,000 円 (数量 2) 分減少			
05											1・2・3・4	1・2				
06	前年度までに申告された資産については印字された種類別明細書を送付しました。この中で前年中に減少した資産がある場合は、その資産の名称及び数値等を転記してください。										該当する項目を○で囲んでください。	1・2	該当する項目を○で囲んでください。			
07												1・2		減少の区分が「2 一部」に該当する場合は、上記の通り取得価額及び減少した額を摘要欄に記入してください。その他当該資産が減少したことについて、必要な事項を適宜記入してください。		
08												1・2・3・4	1・2			
09												1・2・3・4	1・2			
10												1・2・3・4	1・2			
11												1・2・3・4	1・2			
12												1・2・3・4	1・2			
13												1・2・3・4	1・2			
14												1・2・3・4	1・2			
15												1・2・3・4	1・2			
16												1・2・3・4	1・2			
17												1・2・3・4	1・2			
18												1・2・3・4	1・2			
19												1・2・3・4	1・2			
20												1・2・3・4	1・2			
小計				5				1,620,000								